

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省令〕

- 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則及び原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則の一部を改正する命令

(経済産業・原子力規制委一)

〔法規的告示〕

- 令和七年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホツブ並びに令和八年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件
- 動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件 (同五四二)
- 令和七年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関する厚生労働大臣が定める率
- 令和七年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関する厚生労働大臣が定める率
- 令和七年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホツブ並びに令和八年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件

(農林水産五四一)

〔その他告示〕

- 動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件 (同五四二)

内閣 船舶活用医療推進本部事務局
宮内庁 公正取引委員会 復興庁 財務省

〔国会事項〕

〔人事異動〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件
- 厚生労働(三九)
- 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意をするものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件(同一四〇)

- 債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府トイエメン共和国政府との間の口上書の交換に関する件
- イヌワシに関する保護増殖事業計画を変更する件
- 文部科学・農林水産・環境一(農林水産五四三)
- 肥料の登録の有効期間を更新した件
- 輸入業者の住所の変更に係る届出があつた件(同五四四)
- 農薬を登録した件(同五四五)

二

二

三

三

四

四

五

五

六

六

七

七

八

八

九

九

十

十

一一

一一

一二

一二

一二三

一二三

- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件
- 自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件(防衛八〇)
- 都市計画に関する件
- 道路に関する件
- 中部地方整備局五六、五八
- 関東地方整備局一四五

- 裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係、会社その他、会社決算公告

省

令

○經濟産業省令第一号
○原子力規制委員会規則第一号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則及び原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月四日

原子力規制委員会委員長 武藤 容治

経済産業大臣 山中 伸介

○厚生労働省告示第百四十号
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第五条の五第三項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月四日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)○厚生労働省告示第百四十一号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月四日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

別表 506 家庭用精液注入用シリコンジ (新設)	改 正 後	別表 505 (略)	改 正 前
-------------------------------------	-------------	------------------	-------------

○厚生労働省告示第百三十九号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二条第五項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器等に係る法律第二条第五項の規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器（令和三年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表の一部を次のように改正する。

令和七年六月六日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第百四十二号
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第一百三十四条の四第一項第二号及び第三号（これら規定を船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第一百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）第十五条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関する厚生労働大臣が定める率を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年四月四日

○厚生労働省告示第百四十二号
令和七年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関する厚生労働大臣が定める率

改 正 後	改 正 前
別表第1 1～1210 (略) 1211 解析機能付き心臓運動負荷モニタ リンクシステム用プログラム	別表第1 1～1210 (略) (新設)
別表第3 1～1227 (略)	別表第3 1～1227 (略) (新設)

区	分	率
健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号（船員保険法施行規則第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第五十五条の三において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める率		一・〇〇〇〇〇
健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号（船員保険法施行規則第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第五十五条の三において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める率		〇・九〇〇八一

○農林水産省告示第五百四十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和七年産の秋植えればいしよ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和八年産のさとうきびに係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

（次のように）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。 農林水産大臣 江藤 拓

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第五百四十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、

（次のように）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。 農林水産大臣 江藤 拓

令和七年四月四日

そ の 他 告 示

○外務省告示第二百一十六号

令和四年十一月九日にリヤドで、商業上の債務についての債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の令和四年五月十八日付けの交換公文に従つてとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間が令和三年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、イエメン共和国政府との間に行われた。

令和七年四月四日

外務大臣臨時代理
國務大臣 林 芳正

○外務省告示第二百二十七号

令和四年十一月九日にリヤドで、商業上の債務についての債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の令和四年五月十八日付けの交換公文に従つてとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間が（令和四年十一月九日付けの口上書により令和三年六月三十日まで延長された。）が令和三年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、イエメン共和国政府との間に行われた。

令和七年四月四日

外務大臣臨時代理
國務大臣 林 芳正

○文部科学省告示第一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第一項において準用する同条第一項の規定に基づき、イヌワシに関する保護増殖事業計画を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

本保護増殖事業計画は、文部科学省、農林水産省及び環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年四月四日

文部科学大臣 阿部 俊子
農林水産大臣 江藤 拓
環境大臣 浅尾慶一郎

第一

事業の目標

イヌワシは、我が国に生息する大型の猛禽類であり、森林生態系における食物連鎖の頂点に位置する。おおむね全国的に生息していたが、近年、生息環境の悪化等による分布域の縮小、繁殖成功率の低下及びつがい数の減少が確認されている等、本種の安定的な存続が危ぶまれる状況にある。

本事業は、現存するつがいの生息状況や繁殖状況を把握し、本種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、各つがいの繁殖阻害要因の軽減・除去に努め、現存するつがいの繁殖成功率を維持向上させること等により、分布域の拡大及びつがい数の増加を図り、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第二

事業の区域

全国（主として第三により取組を行う地域）

第三

事業の内容

（一）生息・繁殖状況等の把握・モニタリング

本種の保護増殖事業を適切かつ効率的に実施していくために、全国的な生息・繁殖状況等とそれらの動向に関して、継続的な調査を行う。また、標識の装着等により個体を識別し、個体の移動、分散等の実態に関する情報の収集及び整備を進める。

さらに、繁殖成功率の向上を図るために、繁殖阻害要因の把握が重要であることから、上記の調査等を通じて、野外で死亡した個体や孵化しなかつた卵が得られた場合には、病性鑑定や環境汚染物質の影響の有無等の調査を行い、知見の収集に努める。

二

営巣場所周辺における環境の把握と維持・改善

上記の一の調査結果等を踏まえ、繁殖成功率の低いつがい及び地域を把握する。その結果を基に、本種の保存上、保護増殖事業実施の必要性の高いつがいについて、更に営巣場所、主要な採食地、高利用域等、餌動物その他の繁殖に特に重要な事項を調査し、その結果を参考にしつつ、営巣場所の補修、人工巣棚の設置等の改善・整備を行うほか、つがいごとの餌動物の種類の特性及びその生息状況を踏まえ、餌動物が十分に生息できるよう環境の整備、人工給餌等の必要な措置を講ずるよう努めることにより、繁殖成功率の向上を図る。

上記の事業を行つがい以外でも、改善・整備が必要な場合には、営巣場所の補修、人工巣棚の設置等に努める。

また、本種の営巣場所周辺における土地利用や事業活動の実施に当たつては、営巣場所や主要な採食地等本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がされるよう努める。

三

卵及び雛等の移入

本種の安定的な存続には、十分な繁殖成功率が安定的に維持されることが必要である。

このため、繁殖成功率の低下、繁殖に寄与する個体数の減少等により、上記二のみでは地域のつがいの維持が困難と認められた場合には、自然界で淘汰される可能性が極めて高い卵又は雛を、繁殖成功率の高いつがいから、つがい数増加が必要な地域の繁殖成功率が低いつがいに移入する。また、必要に応じ飼育下での卵及び雛の活用を検討する。

移入に当たつては、生息域外保全及び傷病個体救護の取組と連携し、移入に必要な技術の確立に努めるとともに、営巣場所への人の接近に伴う営巣放棄等のリスクを十分勘案した適切な実施方法を検討する。また、移入前後においては、適切かつ効果的な移入を行うため、移入元と移入先の各つがいの繁殖状況の継続的なモニタリングを行う。

四

飼育下での繁殖及び野生復帰の検討

本種の個体数は元来限られている上に、分布域の縮小、繁殖成功率の低下及びつがい数の減少が確認されていることから、個体数が急激に減少する可能性があることを考慮して対策を講ずる必要がある。

具体的には、営農場所周辺における保護対策の強化と併せて、生息域外保全として、傷病鳥等のうち野外への復帰が不可能な個体等を活用し、適切な施設において飼育・繁殖を行い、飼育下繁殖技術の確立、飼育下における生態的知見の把握及び遺伝的多様性を保持した飼育下個体群の確立と維持を図る。

また、必要に応じて、本種の生息適地又は継続して生息環境整備に取り組んでいる地域において、飼育下で繁殖させた個体の放鳥による野生復帰の取組を検討する。

五 その他

(一) 営農場所周辺における監視

営農場所周辺の状況を踏まえ、必要に応じ、密猟や営農場所への不用意な接近等を監視し、

(二) 本種の生息・繁殖に悪影響を及ぼす行為を必要最小限とするように努める。

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、関係地域の住民や関係機関をはじめ、広く国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息環境、繁殖状況、保全の必要性及び本事業の実施状況等についての普及啓発を推進するとともに、地域の適切な保全活動の展開が図られるよう努める。

(三) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、地方公共団体、本種の生態等に関する研究者、本種の保全活動に参画する民間団体、関連する農林業団体及び本種の営農場所周辺の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

○農林水産省告示第五百四十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十一条第一項（同法第二十一条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年一月七日付けをもつて次の

ように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第二十六条第一項（同法第二十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

農林水産大臣 江藤 拓

令和七年四月四日

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が令和10年2月9日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第69288号	液状肥料	住友液状複合肥料8号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
生第69293号	液状肥料	ほう素マンガン入り尿素複合液肥コーベンGエース（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第69294号	液状肥料	ほう素マンガン入り複合液肥コーベン055エース（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第69295号	液状肥料	ほう素苦土入り複合液肥	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第71662号	化成肥料	味エースG10-6-7	興国肥料有限会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第84747号	化成肥料	化成肥料486号	みのり化学株式会社	福島県いわき市常磐閑船町宮下2番地の2
生第84750号	化成肥料	苦土有機入り化成847	つくば園芸株式会社	北海道釧路市材木町22番29号
生第84767号	家庭園芸用複合肥料	K-4号	アグロカネショウ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

生第90485号	化成肥料	グリーン・マスターズV12	株式会社シェイ・ティ・エフ	兵庫県高砂市高砂町東宮町1038番地4
生第90490号	水産副産物発酵肥料	昆布根パワー	株式会社ばんけいりサイクルセンター	北海道札幌市中央区北二条西二丁目41番
生第101808号	汚泥肥料	笑顔いきいき	株式会社長岡食肉センター	新潟県長岡市新開町3226番地7
生第101824号	化成肥料	ベストライザー	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区南船場四丁目2番4号
生第101825号	化成肥料	はばたき	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第101829号	混合堆肥複合肥料	有機入り10-8-5	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第101830号	混合堆肥複合肥料	有機入りBM8-6-4	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第107116号	汚泥肥料	混合汚泥肥料RV1号	株式会社リヴァックス	兵庫県西宮市鳴尾浜二丁目1番16号
生第107121号	副産肥料	ボナース	ニッコー株式会社	石川県白山市相木町383番地
輸第12299号	化成肥料	グローモア11-9-30 (液肥の素)	名東化製株式会社	愛知県名古屋市千種区今池五丁目6番11号
輸第12300号	化成肥料	グローモア13-15-30 (液肥の素)	名東化製株式会社	愛知県名古屋市千種区今池五丁目6番11号
輸第12301号	化成肥料	グローモア25-10-10 (液肥の素)	名東化製株式会社	愛知県名古屋市千種区今池五丁目6番11号
輸第12302号	化成肥料	グローモア30-7-7 (液肥の素)	名東化製株式会社	愛知県名古屋市千種区今池五丁目6番11号
有効期間が令和10年2月11日となったもの				
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第60227号	化成肥料	有機入り複合肥料特555号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐閑船町宮下2番地の2
生第60228号	化成肥料	有機入り複合肥料特S555号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐閑船町宮下2番地の2
生第60229号	化成肥料	有機入り複合肥料特585号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐閑船町宮下2番地の2
生第60230号	化成肥料	有機入り複合肥料特888号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐閑船町宮下2番地の2
生第93096号	化成肥料	興國腐植酸入り肥料B6-4-4	興国肥料有限会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第93097号	化成肥料	有機入り化成I30号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第93101号	化成肥料	四万+8981	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第105069号	家庭園芸用複合肥料	セルインパクト液肥1号	株式会社ML・セルインパクト	熊本県熊本市中央区水前寺五丁目18番2号
有効期間が令和10年2月12日となったもの				
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第81295号	液状肥料	くみあいサスペンジョン050P	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第81304号	汚泥肥料	EBC-101号	株式会社タカヤマ	埼玉県所沢市大字南永井37番地9号
生第81306号	汚泥肥料	太田市焼却灰	太田市	群馬県太田市浜町2番35号
生第81309号	汚泥肥料	有機入り4号	株式会社ホーネンアグリ	新潟県長岡市飯塚1986番地

生第81313号	汚泥肥料	バイオ21	株式会社白滝有機産業	岡山県岡山市北区芳賀5316番地	生第105077号	化成肥料	イモ化成505	新日本アグリシステム株式会社	千葉県成田市滑川1245番地
生第81314号	汚泥肥料	南山21	育農開発株式会社	沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座596番地	輸第13573号	配合肥料	TGアンカーCE750FRブレンド	TGアルバ株式会社	兵庫県加古川市別府町西脇三丁目19番地
生第87787号	化成肥料	エコリード有機入り化成S50号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	輸第13574号	配合肥料	粒状肥料SB 4号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号
生第87792号	配合肥料	複合配合351	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山4番地	輸第13575号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	TGアンカーMP900	TGアルバ株式会社	兵庫県加古川市別府町西脇三丁目19番地
有効期間が令和13年2月9日となったもの									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第78195号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素UC30号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地	輸第13576号	化成肥料	TGアンカーMP600G	TGアルバ株式会社	兵庫県加古川市別府町西脇三丁目19番地
生第78213号	配合肥料	スミショート35	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	輸第13577号	化成肥料	TGアンカーMP338G	TGアルバ株式会社	兵庫県加古川市別府町西脇三丁目19番地
生第84744号	混合りん酸肥料	粒状3種混合肥料4号	清水工業株式会社	岐阜県大垣市赤坂東町2番地の1	輸第13580号	りん酸アンモニア	りん安 NO. 1	九州交易株式会社	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田280番地1
生第90482号	混合りん酸肥料	粒状りん酸苦土肥料A号	大洋化学工業株式会社	富山県小矢部市東福町10番8号	輸第105071号	尿素	尿素1号	有限会社リファインドトレーディング	福岡県田川郡福智町赤池1051番地20
生第90487号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成939号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁目3番1号	輸第105072号	腐植酸苦土肥料	リーフミンZn	三通国際商事株式会社	東京都江戸川区一之江七丁目35番22号
有効期間が令和13年2月11日となったもの									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第93100号	化成肥料	UF苦土入り高度化成006	サンエコ株式会社	奈良県奈良市雜司町368番2	生第105075号	化成肥料	高度化成444特号	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番13号
生第93110号	化成肥料	化成肥料888	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町2番地12	輸第105080号	被覆複合肥料	オスモコートエグザクト(S1)	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号
生第93111号	化成肥料	KDほう素マンガン苦土入り燐加DX	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地	有効期間が令和13年2月12日となったもの				
生第93112号	化成肥料	ひかり高度402号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第93113号	化成肥料	ひかり苦土入り複合284号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号	生第87798号	化成肥料	くみあい化成高度B82号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第93115号	化成肥料	苦土入り高度化成824号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号	輸第10762号	硫酸アンモニア	20.5硫酸アンモニア	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
生第93116号	化成肥料	UF苦土入り高度化成284	サンエコ株式会社	奈良県奈良市雜司町368番2	輸第10763号	けい酸加里肥料	ケイ酸カリ	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第93118号	化成肥料	くみあい塩加燐安V545号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖字部5254番地の7	輸第10764号	魚かす粉末	10—4魚かす	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
生第93120号	化成肥料	くみあい尿素入り高度化成588	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖字部5254番地の7	輸第10765号	魚かす粉末	5—9魚かす	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
生第93121号	化成肥料	くみあい尿素入り塩加燐安585	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖字部5254番地の7	輸第10766号	魚かす粉末	6—10魚かす	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
生第93122号	化成肥料	くみあい塩加燐安365号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖字部5254番地の7	輸第10767号	魚かす粉末	魚粉7号	ペイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目1番2号
生第93123号	化成肥料	くみあい塩加燐安286号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖字部5254番地の7	輸第10768号	蒸製皮革粉	レザーミール12号	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の1
生第93125号	化成肥料	くみあい塩加燐安656	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖字部5254番地の7	輸第10771号	化成肥料	DAP 2号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第93126号	化成肥料	くみあい塩加燐安575	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖字部5254番地の7	輸第10772号	硫酸マンガン肥料	40.0硫酸マンガン肥料	川津産業株式会社	東京都江戸川区南小岩7丁目15番2号
生第105024号	化成肥料	新東苦土入り高度化成450	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番1	外第199号	水酸化苦土肥	PC—60	營口啓和粉体工業有限公司	中華人民共和国遼寧省營口経済技術開発区治金工業園
								啓和ファインマテリアル株式会社 (国内管理人)	岡山県備前市八木山830番地

2 保証成分量その他の規格 (肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格) あつては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格 (肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格) は、次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて総覽に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。)

○農林水産省知示第百四十四回

肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和二十五年法律第百一十七号) 第十二条第一項の規定に基づき、次のように輸入業者の住所の変更に係る届出があつたので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示す。

令和七年四月四日

農林水産大臣 江藤 拓

1 輸入業者の住所の変更

登録番号 輸第11623号、輸第11721号、輸第11722号、輸第11723号、輸第11742号、輸第11981号、輸第12932号、輸第13013号、輸第13278号、輸第13931号、輸第100086号、輸第100459号、輸第100818号、輸第101050号、輸第101087号、輸第101328号、輸第101329号、輸第101522号、輸第101935号、輸第102303号、輸第104220号、輸第104221号、輸第104263号、輸第104381号、輸第104427号、輸第105789号、輸第106350号、輸第106989号、輸第107367号、輸第1109048号

変更前 東京都千代田区神田司町二丁目10番地

変更後 東京都千代田区内神田三丁目24番4号 9 STAGEKanda 4階

○農林水産省知示第五回

農業取締法 (昭和二十一年法律第八十一号) 第二条第九項の規定によつて、令和七年三月十一日付けをもつて次の農業を登録し、同法第十三条の規定によつて公示す。

令和七年四月四日 農林水産大臣 江藤 拓

登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
24955 キャプタン水和剤 ホクヨーオーソサイド 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号
水和剤80 長 北興化学工業株式会社 代表取締役社
長 佐野健

24956 ベノキススラム・ベンダリン水和剤 ワイトパワーフロアブル
令和七年四月四日

○経済産業省知示第百四十一号

○中小企業信用保険法 (昭和二十五年法律第百六十四号) 第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年四月四日

災 害 名	地 域	指 定 の 期 間
令和七年岩手県大船渡市における大規模火災に係る災害	岩手県 大船渡市	令和七年七月三日まで

○防衛省告示第八十号

自衛隊の使用する船舶の信号符号の取消しを次のとおり告示する。

令和七年四月四日

信号符号 番号 名称

J S P M 六八四 なおしま
J S V I 三六〇九 みちしお
J S O Z 三五〇一〇 はたかぜ

取消年月日 令和七年三月十二日

令和七年三月十四日

令和七年三月十七日

○中部地方整備局告示第五十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和七年四月四日から一週間一般の総覽に供する。

令和七年四月四日 中部地方整備局長 佐藤 寿延

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四百七十五号
(三) 道路の区域

○中部地方整備局告示第五十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和七年四月四日から一週間一般の総覽に供する。

令和七年四月四日 中部地方整備局長 佐藤 寿延

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四百七十五号
(三) 道路の区域

○中部地方整備局告示第五十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和七年四月四日から一週間中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所において一般の総覽に供する。

令和七年四月四日 中部地方整備局長 佐藤 寿延

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四百七十五号
(三) 指定する道路の部分

○中部地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和七年四月四日から一週間一般の総覽に供する。

令和七年四月四日 中部地方整備局長 佐藤 寿延

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四百七十五号
(三) 指定する期日 令和七年四月四日

○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和七年四月四日から一週間一般の総覽に供する。

令和七年四月四日 中部地方整備局長 佐藤 寿延

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四百七十五号
(三) 指定する期日 令和七年四月四日

○中部地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和七年四月四日から一週間一般の総覽に供する。

令和七年四月四日 中部地方整備局長 佐藤 寿延

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四百七十五号
(三) 指定する期日 令和七年四月四日

○中部地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和七年四月四日から一週間一般の総覽に供する。

令和七年四月四日 中部地方整備局長 佐藤 寿延

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四百七十五号
(三) 指定する期日 令和七年四月四日

国会事項

衆議院

質問書提出

四月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄における米兵による事件事故等に関する再質問主意書（屋良朝博提出）

中国の国防七校と我が国の大連との提携に関する質問主意書（島田洋一提出）

高額療養費制度の見直しに関する質問主意書（岡本充功提出）

質問書転送

四月一日次の質問主意書を内閣に転送した。

障害児家庭における母子家庭の割合に関する質問主意書

沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組に関する質問主意書

四月三日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第十三号
令和七年四月三日（木曜日）午後一時開議

第一 國際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二 漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院
議案付託
一 医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

四月二日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

厚生労働委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

道路法等の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

国土交通委員会に付託

質問主意書提出

四月二日議員から次の質問主意書が提出された。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問主意書（柴田巧提出）（第六六号）

土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七六号）

LGBT理解増進法における「不當な差別」の定義の明確化に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七八号）

「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七九号）

診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第八〇号）

四月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

選択的夫婦別姓が家族の一体性を損なうという主張に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七二号）

東京都が委託団体からの国庫補助金の一部「返還」を「納入」と表現していること等に関する質問主意書（浜田聰提出）（第七三号）

四月二日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する質問主意書（浜田聰提出）（第七四号）

混合療養の解禁に関する質問主意書（浜田聰提出）（第七五号）

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣人事局））に昇任させる

内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室（内閣情報調査室））に昇任させる

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

（国土交通省大臣官房付）国土

町田 倫代

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣人事局））

内閣感染症危機管理統括庁に併任する

（公正取引委員会事務総局官房）

審議官（企業結合担当）内閣

（文部科学省大臣官房審議官（文部科学事務官））

（文部科学省大臣官房付）同 福井 俊英

（文部科学省大臣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（内閣府賞勲局審査官）内閣府

（内閣事務官（内閣官房内閣総理大臣官邸事務所長））に転任させる

（総務省公害等調整委員会事務局審査官）内閣

（総務省大臣官房付）内閣感染症危機管理統括庁に転任させる

（内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任する（各通）

（総務省大臣官房付）内閣

（内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室（内閣情報調査室））に昇任させる

（内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

（内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

（内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

（内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

（内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

（内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

（財務省大臣官房付）財務事務

三木 文平

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣サイバー））に昇任させる

セキュリティセンターに転任させる

内閣官房副長官補付に併任する

（内閣官房副長官補付）に併任する（人事）

（内閣官房厚生官管理官）

（内閣官房副長官補付）に併任する（人事）

（内閣官房副長官補付）に併任する（人事）

（内閣官房副長官補付）に併任する（人事）

（内閣官房副長官補付）に併任する（人事）

（内閣官房副長官補付）に併任する（人事）

（内閣官房副長官補付）に併任する（人事）

（内閣官房副長官補付）に併任する（人事）

（内閣官房副長官補付）に併任する（人事）

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる

小林賢一郎

<p>復興庁</p> <p>農林水産省に出向させる（令和7年3月31日） （国土交通省大臣官房付）国土復興技官（総括官付参事官）に転任させる （農林水産省東北農政局農村振興課） 復興興部付農林水産技官（国土交通省大臣官房付）国土復興事務官（宮城復興局次長）に転任させる （内閣官房内閣参事官）内閣事務官（福島復興局次長）に併任する 復興事務官（総括官付参事官）の併任を解除する （国土交通省大臣官房付）国土復興技官（上野山智也） 復興事務官（福島復興局次長）の併任を解除する（以上4月1日）</p>	<p>財務省</p> <p>独立行政法人造幣局理事長に任命する 独立行政法人国立印刷局理事長に任命する 日本銀行理事に任命する 願に依り日本銀行参与を免ずる 日本銀行参与に任命する（以上4月1日）</p>	<p>後藤 健二 大津 俊哉 中村 康治 福留 朗裕 半沢 淳一</p>																				
皇室事項																						
御祝電																						
<p>天皇陛下は、ギリシャ大統領コスタンティノス・タスラス閣下の大統領就任につき、11月11日11時御祝電を発せられた。</p>																						
官庁報告																						
国家試験																						
<p>税理士試験公告</p> <p>令和7年度（第75回）税理士試験の施行について、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>令和7年4月4日 国税審議会会長 佐藤 英明</p> <p>税理士試験は、次の要領で行う。</p> <p>一 試験日時及び試験科目</p> <table border="0"> <tr> <td>令和7年8月5日（火）</td> <td>簿記論</td> </tr> <tr> <td>午前9時から同11時まで</td> <td>財務諸表論</td> </tr> <tr> <td>午後0時30分から同2時30分まで</td> <td>消費税法又は酒税法</td> </tr> <tr> <td>午後3時30分から同5時30分まで</td> <td></td> </tr> </table> <p>令和7年8月6日（水）</p> <table border="0"> <tr> <td>午前9時から同11時まで</td> <td>法人税法</td> </tr> <tr> <td>正午から午後2時まで</td> <td>相続税法</td> </tr> <tr> <td>午後3時から同5時まで</td> <td>所得税法</td> </tr> </table> <p>令和7年8月7日（木）</p> <table border="0"> <tr> <td>午前9時から同11時まで</td> <td>国税徴収法</td> </tr> <tr> <td>正午から午後2時まで</td> <td>固定資産税</td> </tr> <tr> <td>午後3時から同5時まで</td> <td>住民税又は事業税</td> </tr> </table> <p>注) 1 解答に当たり適用すべき法令等は、令和7年4月4日（金）現在施行のものとする。 2 試験科目のうち住民税とは、地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分を呼称したものである。</p>			令和7年8月5日（火）	簿記論	午前9時から同11時まで	財務諸表論	午後0時30分から同2時30分まで	消費税法又は酒税法	午後3時30分から同5時30分まで		午前9時から同11時まで	法人税法	正午から午後2時まで	相続税法	午後3時から同5時まで	所得税法	午前9時から同11時まで	国税徴収法	正午から午後2時まで	固定資産税	午後3時から同5時まで	住民税又は事業税
令和7年8月5日（火）	簿記論																					
午前9時から同11時まで	財務諸表論																					
午後0時30分から同2時30分まで	消費税法又は酒税法																					
午後3時30分から同5時30分まで																						
午前9時から同11時まで	法人税法																					
正午から午後2時まで	相続税法																					
午後3時から同5時まで	所得税法																					
午前9時から同11時まで	国税徴収法																					
正午から午後2時まで	固定資産税																					
午後3時から同5時まで	住民税又は事業税																					
<p>二 試験実施地 別表の「受験地」欄に掲げる都道府県</p> <p>三 受験手続</p> <p>1 受験案内及び申込用紙の交付</p> <p>(1) 交付期間 令和7年4月7日（月）から同年5月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前9時から午後5時まで）</p> <p>ただし、郵送で申込用紙等を請求する場合は、令和7年4月25日（金）まで（当日前までの通信日付印有効）に、封筒の表面に「税理士請求」と赤書の上、返信用封筒（A4判大）を同封して、1人1部ずつ請求すること。</p> <p>なお、返信用封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記し、180円分の切手を貼ること。</p> <p>(2) 交付場所 別表に掲げる各國税局及び沖縄國税事務所（以下「國税局等」という。）</p> <p>2 受験申込みの受付</p> <p>(1) 受付期間 令和7年4月21日（月）から同年5月9日（金）まで</p> <p>注) 1 申込書類が完備しており、かつ、令和7年5月9日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納郵便又は料金別納郵便については、令和7年5月9日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。</p> <p>なお、封筒の表面に「税理士受験」と赤書の上、必ず一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で送付すること。</p> <p>2 国税電子申告・納税システム（e-Tax）で受験申込みを行う場合は、受験申込受付期間内（令和7年4月21日（月）から同年5月9日（金）まで）に受験申込手続きを完了し、かつ、令和7年5月9日（金）までに申込書類の全てにつき提出があったもの（令和7年5月9日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納郵便又は料金別納郵便については、令和7年5月9日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。</p> <p>なお、封筒の表面に「税理士試験電子申請添付書類」と赤書の上、必ず一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で送付すること。</p> <p>(2) 郵送先 試験を受けようとする受験地を管轄する国税局等（別表参照）</p> <p>3 申込書類</p> <p>(1) 税理士試験受験願書・税理士試験受験申込書</p> <p>(2) 受験票及び写真票</p> <p>(3) 受験資格を有することを証する書面（税法に属する科目受験者のみ）</p> <p>四 合格者の発表</p> <p>1 発表予定日 令和7年11月28日（金）</p> <p>2 発表の方法 税理士試験に合格した者について、発表予定日に受験地及び受験番号を官報及び国税庁ホームページに掲載する。</p> <p>また、税理士試験に一部科目合格した者について、発表予定日に受験地及び受験番号を国税庁ホームページに掲載する。</p> <p>五 その他</p> <p>1 受験資格・受験手続等に関する詳細は、国税局等で交付する「第75回税理士試験受験案内」を参照すること。</p> <p>2 受験手数料は、受験申込科目数に応じ、次のとおりである。税理士試験受験願書の所定の箇所に受験手数料に相当する収入印紙を消印しないで貼ること。</p> <p>なお、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で受験申込みを行う場合は、送信した税理士試験受験願書を印刷し、所定の箇所に受験手数料に相当する収入印紙を消印しないで貼ること。</p>																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">受験申込科目数</th> <th style="text-align: center;">1 科目</th> <th style="text-align: center;">2 科目</th> <th style="text-align: center;">3 科目</th> <th style="text-align: center;">4 科目</th> <th style="text-align: center;">5 科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">受験手数料</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> <td style="text-align: center;">8,500円</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table>			受験申込科目数	1 科目	2 科目	3 科目	4 科目	5 科目	受験手数料	4,000円	5,500円	7,000円	8,500円	10,000円								
受験申込科目数	1 科目	2 科目	3 科目	4 科目	5 科目																	
受験手数料	4,000円	5,500円	7,000円	8,500円	10,000円																	

受験地、申込用紙等交付場所及び申込書類郵送先				
受験地	申込用紙等交付場所・ 〒	所 在 地	電話番号	
北海道	札幌国税局人事第二課 060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011(231)5011	
宮城県	仙台国税局人事第二課 980-8430	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟	022(263)1111	
埼玉県	関東信越国税局人事第二課 330-9719	さいたま市中央区新都心1番地1号館 さいたま新都心合同庁舎1号館	048(600)3111	
東京都	東京国税局人事第二課 8449	中央区築地5丁目3番1号	03(3542)2111	
石川県	金沢国税局人事第一課 920-8586	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076(231)2131	
愛知県	名古屋国税局人事第二課 460-8520	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052(951)3511	
大阪府	大阪国税局人事第二課 540-8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06(6941)5331	
広島県	広島国税局人事第二課 730-8521	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082(221)9211	
香川県	高松国税局人事第二課 760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087(831)3111	
福岡県	福岡国税局人事第二課 812-8547	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館	092(411)0031	
熊本県	熊本国税局人事第二課 860-8603	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096(354)6171	
沖縄県	沖縄国税事務所人事課 900-8554	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098(867)3601	

令和7年度林業普及指導員資格試験の実施について

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第九十三条の規定に基づき、令和7年度に実施する林業普及指導員資格試験について次のようないふる公告する。

令和七年四月四日

農林水産大臣 江藤 拓

一 試験の方法
一 試験の区分 試験は、次に掲げる区分による

ア 林業一般
イ 地域森林総合監理

〔〕 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
〔〕 試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。
〔〕 答記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

〔〕 答記試験の実施期日及び場所
〔〕 実施期日 令和七年七月二十六日（土）及び二十七日（日）
〔〕 場所 北海道、岩手県、福島県、群馬県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び熊本県

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更する」とある。

受験地、申込用紙等交付場所及び申込書類郵送先

- 〔〕 口述試験の実施期日及び場所
〔〕 実施期日 令和七年十月二十日（月）から十一月二十一日（金）までの間で林野庁長官の指定する田

〔〕 場所 北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県、福岡県及び熊本県

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更する」とある。

四 受験資格 森林法施行規則第九十一条及び第九十二条に定める受験資格を有する者である。

五 受験手続

〔〕 受験願書等の用紙の交付 受験願書並びに森林法施行規則第九十四条第一項第一号に掲げる履歴書及び同項第三号に掲げる証明書（以下「受験願書等」とこう）。用紙は、林野庁森林整備部研究指導課において交付するほか、林野庁ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp>）に掲載する受験案内からダウロードするものとする。受験願書等の用紙を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第一項に規定する信書便（以下「信書便」とこう）。）により請求する場合にば、百十円切手を貼り、返信先の住所、氏名及び郵便番号を記載した長さ二十三センチメートル幅十二センチメートル程度の返信用封筒を同封し、かつ、表面に「林業普及指導員資格試験受験願書等の用紙請求」と朱書きした封筒を（五）の宛先に送付する」とする。

〔〕 受験願書及び添付書類を郵便又は信書便により提出する場合には、令和七年四月四日（金）から令和七年五月九日（金）までの期間中に、農林水産省共通申請サービスの申請画面において、対応する様式の各事項を入力し、添付書類をアップロードする

〔〕 受験願書及び添付書類を郵便又は信書便により提出する場合には、令和七年四月四日（金）から令和七年五月九日（金）までの期間中に、封筒の表面に「林業普及指導員資格試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留等その引受け及び配達が記録される方法により、林野庁森林整備部研究指導課に提出するものとする。この場合において、当該期間中の通信日付印のあるものに限り

〔〕 受験願書及び添付書類を提出 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類（以下「添付書類」とこう）を添えて、（五）の宛先に提出するものとする。受験願書又は添付書類に不備がある場合において、受験資格を満たしていることが確認できない等試験実務に支障があるときは、当該不備の補正を求める。

〔〕 受験願書及び添付書類を持参する場合に提出するものとする。この場合において、当該期間中の通信日付印のあるものに限り

〔〕 受験願書及び添付書類を持参する場合には、令和七年四月四日（金）から令和七年五月九日（金）までの期間中（行政機関の休日を除く）の毎日午前十時から正午まで又は午後一時から午後六時までに林野庁森林整備部研究指導課に持参するものとする。

〔〕 によう補正を求められた場合には、林野庁森林整備部研究指導課が指定した期限までに補正するものとする。

し、かつ、大学院を修了してこない林業改良指導員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

ウ ア及びイに掲げる書類の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合にあつては、戸籍抄本その他の改姓又は改名があつたことを証明する書類

〔〕 併願による受験 〔〕 の区分の受験者は受験願書の提出に際して、併せて「〔〕アの区分の受験者としての取扱いを希望する」とができる。

〔〕 併願による受験 〔〕 の区分の受験者は受験願書及び添付書類の受付期間及び提出場所

ア 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用する場合には、令和七年四月四日（金）から令和七年五月九日（金）までの期間中に、農林水産省共通申請サービスの申請画面において、対応する様式の各事項を入力し、添付書類をアップロードする

〔〕 併願による受験 〔〕 の区分の受験者は受験願書及び添付書類を郵便又は信書便により提出する場合には、令和七年四月四日（金）から令和七年五月九日（金）までの期間中に、封筒の表面に「林業普及指導員資格試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留等その引受け及び配達が記録される方法により、林野庁森林整備部研究指導課に提出するものとする。この場合において、当該期間中の通信日付印のあるものに限り

〔〕 併願による受験 〔〕 の区分の受験者は受験願書及び添付書類を持参する場合に提出するものとする。この場合において、当該期間中の通信日付印のあるものに限り

〔〕 併願による受験 〔〕 の区分の受験者は受験願書及び添付書類を持参する場合には、令和七年四月四日（金）から令和七年五月九日（金）までの期間中（行政機関の休日を除く）の毎日午前十時から正午まで又は午後一時から午後六時までに林野庁森林整備部研究指導課に持参するものとする。

公 告

諸 事 項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、令和7年2月8日から1か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和7年4月4日 法務大臣 鈴木 騩祐

- (五) 宛先 郵便若しくは信書便により請求し、又は提出する場合の宛先は、郵便番号10○○一八九五一 東京都千代田区霞が関1丁目11番1号林野庁森林整備部研究指導課とする。
- (六) 受験票の交付 受験願書を受理したときは、受験票を交付し、筆記試験の場所を通知する。
- (七) 口述試験の通知 口述試験の実施期日等は、令和七年九月下旬に筆記試験に合格した者に通知する。
注：通知の到着時期は事情により変わることがある。
- 六 合格者の発表 口述試験施行後1箇月以内に公表するにあたり、合格者に合格証書を交付する。
- 七 地域森林総合監理区分に合格した者の登録 林野庁長官は「」の区分に合格した者を森林総合監理士として登録する。
- 八 個人情報の取扱い 受験願書及び添付書類に記入された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務及び七の登録のために使用する。
- 九 その他
 - (一) 受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出るに留める。
 - (二) 受験資格、受験手続等の詳細については、林野庁ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/>）に掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、林野庁森林整備部研究指導課（0111（1115011）571111）に問い合わせるに留める。

記
氏名 出口 順一
所属する司法書士会 福岡県司法書士会
登録番号 福岡第1978号
事務所の所在地 福岡県豊前市大字八屋1726番地
1

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和7年4月4日 法務大臣 鈴木 騩祐
記

氏名 有馬 真
所属する司法書士会 東京司法書士会
登録番号 東京第4939号
事務所の所在地 東京都昭島市福島町2丁目33番
4号

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、令和7年2月22日から2か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和7年4月4日 法務大臣 鈴木 騩祐
記

氏名 橋本 繁
所属する司法書士会 石川県司法書士会
登録番号 石川第185号
事務所の所在地 石川県金沢市辰巳町二10番地28

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年（家）第73006号

東京都足立区竹の塚1丁目40番15号庄栄ビル
5F
申立人 松本 朗子
本籍埼玉県熊谷市東別府682番地2、最後の住所東京都足立区谷中3丁目8番20号グループホームつどい石山家、死亡の場所東京都足

立区、死亡年月日令和6年8月8日、出生の場所東京品川区、出生年月日昭和12年1月16日、職業無職

被相続人 亡 小暮 桃代
事務所東京都千代田区内幸町2丁目2番2号富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 松田 一星
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第70230号

東京都中央区八丁堀3丁目26番9号VORT
八丁堀11階 弁護士柴田幸一郎法律事務所
申立人 柴田幸一郎

本籍東京都江戸川区東小岩5丁目809番地、最後の住所東京都江戸川区北小岩2丁目14番2-205号京成サンコーポ小岩、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和5年2月12日、出生の場所広島県広島市、出生年月日大正12年12月5日、職業不明

被相続人 亡 岩田 美枝
事務所東京都中央区八丁堀3丁目26番9号V
ORT八丁堀11階 弁護士柴田幸一郎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柴田幸一郎
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第90118号

東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号
申立人 八王子市

本籍東京都八王子市七国5丁目30番、最後の住所東京都八王子市川口町1674番地4、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日平成26年9月18日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和14年1月21日、職業不明

被相続人 亡 百瀬 進
事務所東京都港区西新橋2丁目18番1号弁護士ビル2号館405号室 西野・中山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中山 素子
催告期間満了日 令和7年10月20日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第90140号

東京都府中市府中町1丁目40番地の9
申立人 鈴木 周

本籍東京都世田谷区瀬田4丁目398番地、最後の住所東京都国分寺市戸倉1丁目5番地12京王国分寺マンション505、死亡の場所東京都小平市、死亡年月日令和6年11月12日、出生の場所東京都東京荒川区、出生年月日昭和17年1月1日、職業無職

被相続人 亡 荒 正昭
事務所東京都国分寺市南町2丁目11番15号伸和ビル2階 弁護士法人東京開智法律事務所国分寺事務所

相続財産清算人 弁護士 清水 裕二
催告期間満了日 令和7年10月20日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第7026号

川崎市川崎区宮本町1番地
申立人 川崎市長 福田 紀彦
本籍神奈川県川崎市高津区溝口3丁目767番地、最後の住所川崎市高津区溝口6丁目6番4号、死亡の場所神奈川県川崎市高津区、死亡年月日推定平成24年10月30日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和16年4月9日、職業不明

被相続人 亡 波多 義明
川崎市川崎区東田町8番地 バレール三井ビルディング11階1101号室 川崎ひかり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西 健司
催告期間満了日 令和7年10月21日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和6年（家）第3283号

大阪市中央区伏見町2丁目1番1号
申立人 株式会社サラ・コンサルティング
本籍神奈川県中郡大磯町東小磯507番地44、最後の住所神奈川県中郡大磯町東小磯507番地44、死亡の場所神奈川県中郡大磯町、死亡年月日令和6年5月30日、出生の場所茨城県多賀郡関本村、出生年月日昭和27年12月12日、職業会社役員

被相続人 亡 瀬和 信吾
事務所神奈川県小田原市本町1丁目7番20号三の丸ビル 弁護士法人小田原三の丸法律事務所

相続財産清算人 弁護士 湯浅 文憲
催告期間満了日 令和7年10月22日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第5002号
長野県伊那市山寺298番地1
申立人 社会福祉法人伊那市社会福祉協議会
本籍静岡県静岡市清水区恵比寿町89番地1、
最後の住所長野県上伊那郡宮田村6138番地1
村住23号、死亡の場所長野県上伊那郡箕輪町、
死亡年月日令和6年8月24日、出生の場所長
野県飯田市、出生年月日昭和48年10月5日、
職業無職
被相続人 亡 石谷光砂起
長野県伊那市下新田3041番地4 三浦由美法
律事務所
相続財産清算人 弁護士 三浦 由美
催告期間満了日 令和7年10月20日
長野家庭裁判所伊那支部

令和7年(家)第72号
三重県桑名市松ノ木7丁目17番地54
申立人 堀田 明美
本籍三重県いなべ市北勢町大辻新田359番地、
最後の住所三重県桑名市松ノ木7丁目17番地
54、死亡の場所三重県桑名市、死亡年月日令
和5年11月7日、出生の場所三重県員弁郡北
勢町、出生年月日昭和20年2月4日、職業無
職
被相続人 亡 堀田 美穂
三重県桑名市内堀55番地
相続財産清算人 司法書士 乾 由美子
催告期間満了日 令和7年10月31日
津家庭裁判所四日市支部

令和7年(家)第3009号
滋賀県長浜市湖北町速水2745番地
申立人 社会福祉法人長浜市社会福祉協議会
本籍滋賀県長浜市宮前町229番地、最後の住
所滋賀県長浜市大井町973番地1 特別養護
老人ホーム姉川の里、死亡の場所滋賀県長浜
市、死亡年月日令和6年10月11日、出生的場
所大阪府大阪市東成区、出生年月日昭和12年
2月15日、職業無職
被相続人 亡 北野 清榮
滋賀県長浜市八幡東町432-10 2階 長浜
市役所前法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中村 明宏
催告期間満了日 令和7年11月12日
大津家庭裁判所長浜支部

令和7年(家)第80204号
兵庫県尼崎市潮江1丁目20番1号アミング潮
江イーストA2棟401西D1
申立人 中川 康平

本籍大阪府茨木市水尾2丁目1番、最後の住
所大阪府茨木市大字安元27番地 茨木療護
園、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令
和6年12月14日、出生の場所大阪府布施市、
出生年月日昭和39年7月18日、職業無職
被相続人 亡 米谷 勝仁
大阪市北区西天満4-11-22阪神神明ビル
901号
相続財産清算人 弁護士 永井誠一郎
催告期間満了日 令和7年11月12日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80280号
北海道苦小牧市元中野町4-5-12
申立人 高橋美代子
本籍北海道苦小牧市新中野町3丁目19番地、
最後の住所大阪市東住吉区鷺合3丁目4番7
号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令
和6年12月2日、出生の場所大阪府大阪市天
王寺区、出生年月日昭和24年4月5日、職業
不明
被相続人 亡 外塚 茂子
大阪市浪速区難波中1丁目10番4号南海SK
難波ビル11階
相続財産清算人 弁護士 仲林 茂樹
催告期間満了日 令和7年11月12日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40041号
神戸市灘区鹿ノ下通2丁目3番8号
申立人 有限会社リアルホーム
本籍神戸市中央区元町通5丁目15番地、最後
の住所神戸市中央区元町通5丁目3番12号、
死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日令和6
年6月30日、出生の場所神戸市生田区、出生
年月日昭和30年4月25日、職業不明
被相続人 亡 田村 嘉久
神戸市中央区明石町32番地明海ビル8階 神
戸ブライト法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大野 彰子
催告期間満了日 令和7年10月20日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第2010号
大阪府豊中市東豊中町3丁目11番37号
申立人 相内 真一
本籍大阪府大阪市西区立売堀4丁目、最後の
住所徳島県板野郡上板町神宅字堂床26番地
1、死亡の場所徳島県板野郡上板町、死亡年
月日令和6年11月8日、出生の場所大阪府大
阪市西区、出生年月日昭和7年4月12日、職
業無職
被相続人 亡 大竹口光子

徳島県徳島市徳島本町2丁目7番地 浜口ビ
ル
相続財産清算人 弁護士 堀金 博
催告期間満了日 令和7年10月31日
徳島家庭裁判所

令和7年(家)第75号
香川県高松市天神前10番5号 高松セントラ
ルスカイビルディング2階 弁護士法人あい
法律事務所
申立人 松繁 明
本籍愛媛県今治市波止浜2丁目331番地1、
最後の住所香川県高松市香川町浅野1414番
地、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令
和6年12月2日、出生の場所愛媛県今治市、
出生年月日昭和12年7月10日、職業不明
被相続人 亡 四田 京子
香川県高松市亀岡町3-3 川崎達夫法律事
務所
相続財産清算人 弁護士 川崎 達夫
催告期間満了日 令和7年10月31日
高松家庭裁判所

令和7年(家)第36号
愛媛県新居浜市一宮町1丁目5番1号
申立人 新居浜市長 古川 拓哉
本籍愛媛県新居浜市久保田町2丁目1番、最
後の住所愛媛県新居浜市萩生2686番地の31、
死亡の場所愛媛県新居浜市、死亡年月日推定
令和4年9月26日、出生の場所愛媛県新居浜
市、出生年月日昭和38年5月31日、職業不明
被相続人 亡 下元 政人
愛媛県新居浜市繁本町6番5号
相続財産清算人 司法書士 稲井 輝義
催告期間満了日 令和7年10月24日
松山家庭裁判所西条支部

令和7年(家)第7012号
福岡県糸島市志摩初424番地52
申立人 坂田 靖彦
本籍大分県別府市大字鶴見4235番地8、最
後の住所福岡県糸島市二丈深江2291番地1、死
亡の場所福岡県糸島市、死亡年月日令和6年
11月7日、出生の場所不明、出生年月日昭和
15年4月16日、職業無職
被相続人 亡 福島 岩吉
事務所福岡県福岡市中央区舞鶴2丁目2番11
号富士ビル赤坂7階
相続財産清算人 司法書士 丸山 廣
催告期間満了日 令和7年11月14日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第3002号
東京都港区西新橋1丁目3番1号
申立人 三菱HCキャピタル債権回収株式会社
本籍福岡県筑後市大字熊野201番地34、最
後の住所福岡県筑後市大字熊野201番地34、死
亡の場所福岡県筑後市、死亡年月日令和5年
1月6日、出生の場所福岡県八女市、出生年
月日昭和36年4月21日、職業不詳
被相続人 亡 緒方 光治
事務所福岡県八女市本町381-52八女法律事
務所
相続財産清算人 弁護士 青木 歳男
催告期間満了日 令和7年10月29日
福岡家庭裁判所八女支部

失踪宣告

令和6年(家)第166号
本籍福島県いわき市常磐下船尾町居作8番地
28、最後の住所福島県いわき市常磐下船尾町
居作8番地の28
不在者 松崎 秀文
昭和14年5月18日生
令和7年3月13日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所いわき支部裁判所書記官

令和6年(家)第316号
本籍北海道勇払郡厚真町字鹿沼95番地、最
後の住所千葉県市川市押切10番5号 ハイツシ
ンエーⅡ105号
不在者 村田 篤史
昭和48年3月24日生
令和7年3月4日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和6年(家)第394号
本籍青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字
米山96番地、最後の住所川崎市多摩区長沢4
丁目27番2号 千葉庄送内
不在者 長谷川昭則
昭和19年10月1日生
令和7年3月11日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(ヘ)第1号

静岡県静岡市駿河区大坪町2番26号
申立人 太陽建機レンタル株式会社
代表者代表取締役 真鍋 貢
権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月4日
令和7年3月11日 都城簡易裁判所
(別紙) 目録

為替手形 1通
手形番号 A608194
金額 962,783円
支払人 白地
支払期日 令和7年2月10日
支払地 宮崎県都城市
支払場所 株式会社鹿児島銀行都城北支店
振出日 令和6年10月10日
振出地 白地
振出人 株式会社エイワ 代表取締役 野添
英和
引受人 白地
受取人 申立人
最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第123号

相模原市南区上鶴間5丁目8番1号
債務者 有限会社アーカイバー
代表者代表取締役 竹内 実
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中山 峻介
4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第389号

札幌市北区北29条西14丁目3番7号

債務者 有限会社オカ

代表者取締役 岡 広樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 開本 英幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時45分

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第60号

青森市大字新城字平岡109番地2

債務者 株式会社ケイ・エイチ・ピー

代表者代表取締役 山本 朝子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 史行
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第373号

東京都八王子市本町16番1号

債務者 F o r L i f e 株式会社

代表者代表取締役 松葉 民樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅川 一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第18号

横浜市磯子区丸山1丁目27番2号

債務者 株式会社クオヴァディス

代表者代表取締役 山崎 雄市

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前田 一

- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第46号

三重県津市高茶屋小森町389番地3

債務者 有限会社日伯産業

代表者代表取締役 才口 衛

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北蘭 太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時

津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第154号

静岡県島田市中央町16番5号

債務者 株式会社村岡商会

代表者代表取締役 村岡 真生

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野末 寿一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第33号

岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第8地割4番地

債務者 有限会社アイナック

代表者代表取締役 岩崎 孝之

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 正和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前11時

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第27号

栃木県小山市天神町1丁目10番6号

債務者 有限会社小堀商店

代表者取締役 小堀 真季

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 岩間 光朗

- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後2時

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第46号

群馬県前橋市富田町979番地の1

債務者 有限会社有間養鶏場

代表者清算人 有間 清三

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山本 和徳

- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第19号

群馬県みどり市笠懸町阿左美2569番地の4

債務者 有限会社鶴田新聞店

代表者代表取締役 鶴田 均

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 平井 優一

- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時

前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第171号

神奈川県小田原市寿町3丁目12番20号

債務者 株式会社石内鉄工

代表者代表取締役 石内 真

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 藤嶋 崇友

- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年（フ）第25号 奈良県香芝市穴虫107-1 債務者 SHIN株式会社 代表者代表取締役 出口 誠二 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 和宏 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時40分 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年（フ）第30号 広島県吳市安浦町水尻2丁目7番3号 債務者 有限会社昭和機械工業 代表者代表取締役 安芸 一寅 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高盛 政博 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 広島地方裁判所呉支部	令和7年（フ）第18号 兵庫県西脇市下戸田293番地の5 債務者 株式会社宝友 代表者代表取締役 土本 康熙 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 英一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後2時20分 神戸地方裁判所社支部	1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大土 弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後3時 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第149号 埼玉県三郷市早稲田1丁目22番地21 債務者 株式会社ツカサ 代表者代表取締役 蛭名 英明 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大里 定則 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年（フ）第7号 佐賀市高木瀬西6丁目7番3号 債務者 有限会社澤青果 代表者取締役 澤 芳直 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井 宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後2時 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年（フ）第6号 愛知県小牧市中央1丁目190番地 債務者 有限会社ZERO 代表者取締役 栗原 浩 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中田 智之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時50分 津地方裁判所四日市支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 和晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第257号 千葉県八千代市勝田台1丁目19番4号1F 債務者 株式会社アクティブ・21 代表者代表取締役 石渡 恵子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大杉 洋平 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後1時20分 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（フ）第16号 大分県中津市新博多町1765番地 債務者 株式会社わかば 代表者代表取締役 三郎丸裕司 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西畠 修司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時30分 大分地方裁判所中津支部破産・再生係	令和7年（フ）第413号 愛知県小牧市中央1丁目190番地 債務者 有限会社ZERO 代表者取締役 栗原 浩 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 拝野 厚志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後2時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉川 嘉通 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後2時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年（フ）第1874号 東京都墨田区業平1丁目2番6号 債務者 杉本食品容器株式会社 代表者代表取締役 七條 一朗 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 剛 4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午後3時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第21号 山口市八幡馬場46番地 債務者 株式会社ここでん 代表者代表取締役 永田 明男 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 圭介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午後3時 山口地方裁判所民事部破産係	令和7年（フ）第118号 鹿児島市鴨池1丁目36番16号 債務者 蓮コーポレーション株式会社 代表者代表取締役 板垣 良太 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中佐和子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川瀬 麻絵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第111号 大分市生石1丁目3番1号 債務者 有限会社山渓 代表者代表取締役 伊東 志郎 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野 裕佳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（フ）第128号 岡山県赤磐市下市492番地1 債務者 有限会社寿屋タンス店 代表者代表取締役 金城 達博	令和7年（フ）第8号 名古屋市千種区神田町32番15号 債務者 株式会社R-village 代表者代表取締役 兵藤 元朗 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 拝野 厚志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 志郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第9号 和歌山県田辺市目良11番32号 債務者 有限会社ホームヘルプ24 代表者代表取締役 中西 美鈴 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川上 高史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時30分 和歌山地方裁判所田辺支部
令和7年(フ)第53号 岡山県倉敷市玉島乙島569番地の19 債務者 有限会社三友テック 代表者代表取締役 岡本 重子 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渋谷 康華 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時45分 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第10号 福井県小浜市大手町8番1号 債務者 有限会社松屋 代表者取締役 松井 雅弘 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 征樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時 福井地方裁判所敦賀支部
令和7年(フ)第80号 愛媛県松山市久米窪田町895番地 債務者 有限会社窪田ゴルフレーク 代表者代表取締役 加藤 英明 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷 勇輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第33号 宮崎県延岡市中川原町3丁目5017番地2 債務者 有限会社プランシェ 代表者取締役 佐々木優子 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津崎 達也 宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	令和7年(フ)第11号 秋田県横手市大雄字田根森41番地5 債務者 三浦美保子 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田いづみ 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 秋田地方裁判所横手支部	4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第176号 千葉県鎌ヶ谷市道野辺中央4丁目7番17号 (第二石井コーポ203) 債務者 星 涼乃 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富田 千鶴 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月19日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第1642号 東京都大田区中央2丁目1-11-204 債務者 磯野 謙 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川端 小織 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1702号 東京都小金井市貫井南町5丁目21-40-201 債務者 盛影 知恵(旧姓平山) 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 功佑 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第27号 福島県会津若松市東山町大字石山字院内524番地の16 債務者 鈴木 祥規 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 舟城 善貴 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係	令和7年(フ)第1649号 東京都世田谷区世田谷4丁目13-17-305 債務者 丹野 久美 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濑戸 和宏 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1759号 東京都葛飾区東新小岩5丁目2-3-902 債務者 大嶋 耕作 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 児島 雅彬 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第34号 福島県会津若松市城北町4番16号、前住所福島県南会津郡只見町大字小林字下前田469番地 債務者 角田 宣夫 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 舟城 善貴 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月27日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係	令和7年(フ)第1690号 東京都中野区野方6丁目9-6-203 債務者 坂井 三成 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡山 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1782号 東京都葛飾区水元4丁目6-19-206 債務者 藤田 章 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八幡 優里 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第74号

新潟市北区浦ノ入996番地

債務者 阿部 哲

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島垣 哲平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第93号

宮崎市佐土原町西上那珂235番地3

債務者 横山 朋子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畠原 孝明
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第94号

宮崎市神宮東1丁目4番28号 ル・グラン神宮東204号、前住所千葉県市原市諏訪1丁目1番地1 プレシア305

債務者 島山 静江

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西田 隆二
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第104号

宮崎市東大宮4丁目26番15号

債務者 佐藤 晃明

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永友 郁子
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第241号

埼玉県川口市戸塚1丁目11番27号 平和ハイツ203

債務者 伊藤ゆき子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 千秋
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第333号

大阪府枚方市交北3丁目2番23-105号

債務者 笹木 泰子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木和弘
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1085号

大阪市天王寺区城南寺町7番30号

債務者 鎌原 泰彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野村 剛司
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第10号

宮崎県日南市北郷町郷之原乙1752番地 鶴之木12-103

債務者 木佐貫智嗣

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊田 裕康
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第14号

宮崎県日南市南郷町中村乙7101番地380

債務者 桶口 宗司

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新福 宏
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**令和7年(フ)第2号**

北海道稚内市港3丁目2番40-101号

債務者 佐藤 澄奈(旧姓橋本)

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 千秋
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第333号

旭川地方裁判所稚内支部

令和7年(フ)第128号

さいたま市中央区八王子4丁目4番18-106号

債務者 小松 和隆

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第265号

埼玉県川口市領家2丁目23番6号 メゾネットタカハシ1号室

債務者 松本 和広

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野村 剛司
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第300号

埼玉県川口市南前川2丁目11番13号 パステルメゾン102号

債務者 小綿 健

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 澄奈(旧姓橋本)
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第327号

埼玉県戸田市喜沢1丁目26番地の9 マルエツ喜沢マンション608号室

債務者 石田 光男

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第333号

埼玉県川口市飯塚3丁目7番21-702号 ナイスアーバン川口

債務者 平 スガノ

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第349号

埼玉県和光市下新倉4丁目15番62号 エスペランサ301

債務者 伊藤 哲郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 澄奈(旧姓橋本)
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第352号

埼玉県市南区辻3丁目2番3-406号

債務者 柿崎 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第367号 埼玉県和光市白子3丁目24番12号 ネオマルシェ101 債務者 荒井友理奈 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第391号 さいたま市桜区大字神田137番地 ヴァンペールアイリスⅢ105 債務者 斎藤 亜紀 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第45号 埼玉県三郷市早稲田6丁目22番地1 三郷力サベラ老番館101 債務者 福田 義彦 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第187号 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853番地1-2-806、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼342番地18 債務者 角野 留美 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第376号 埼玉県川口市青木1丁目17番40号 江畑ビル2F 債務者 染谷 晴代 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第403号 埼玉県川口市大字峯1148番地の1 サンヒルズI-101号 債務者 古市 晃 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第122号 埼玉県越谷市レイクタウン1丁目6番地2 ハッピーベル202 債務者 浜田有紗こと濱田有紗こと 濱田 有紗 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第60号 相模原市中央区光が丘3丁目22番11号 佐々木ビル201 債務者 手塚 佳美 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第379号 埼玉県桶川市大字坂田1506番地の24 債務者 小林 瑞久 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第405号 さいたま市緑区松木3丁目25番地11 セジュールジュネス203、旧住所さいたま市緑区松木3丁目26番地7 サンライト202 債務者 山田 千遥 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第177号 埼玉県春日都市一ノ割4丁目12番17号 債務者 新藤 結唯(旧姓坂本) 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第82号 神奈川県座間市入谷西3丁目39番5号 モアステージⅡ101号 債務者 大沼幾太郎 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第388号 さいたま市岩槻区東町1丁目7番47号 ベルピア岩槻第4 201号室 債務者 伊藤 明 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第14号 埼玉県越谷市北越谷2丁目19番22号 まこと荘309 債務者 北村 知久 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第186号 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853番地1-2-806、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼342番地18 債務者 角野 博昭 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第92号 相模原市緑区橋本3丁目19番17-501号 債務者 福地 亜希 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第96号 相模原市中央区星が丘2丁目8番19号 スターヒルズ 202 債務者 中峰じのぶ 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 山形地方裁判所米沢支部
令和7年（フ）第103号 神奈川県座間市相模が丘1丁目28番2号 ボヌール富士102号 債務者 山田 大輝 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 函館地方裁判所
令和7年（フ）第107号 神奈川県座間市広野台1丁目24番32-405号 ライオンズマンション相武台前 債務者 中里 香織（旧姓鶴羽） 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 函館地方裁判所
令和7年（フ）第108号 相模原市中央区富士見5丁目21番7号 アベニール樹102 債務者 伊藤由美子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 函館地方裁判所
令和7年（フ）第119号 相模原市南区新戸5266番地 スターズアンドストライプス201 債務者 真治 祐介	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第91号	北海道茅部郡森町字森川町71番地9 債務者 木村 健悦 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第4号	北海道爾志郡乙部町字綠町273番地14 債務者 和田 緑 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 函館地方裁判所江差支部
令和7年(フ)第52号	北海道旭川市秋月2条1丁目2番13号 坂藤 健一方 2階 債務者 森 恵津子 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月11日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部
破産手続終結	
令和5年(フ)第1680号	埼玉県鴻巣市上谷字飯島2119番地1 破産者 深井ゴム工業株式会社 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第523号	さいたま市北区別所町43番地6 破産者 エクスターナル株式会社 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第211号	大阪府和泉市箕形町2丁目1番4-102号 破産者 株式会社八条 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和5年(フ)第257号	奈良市三条添川町5番40号 破産者 株式会社タケダドラッグ 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第8号	奈良市神殿町630番地の10 破産者 有限会社ツーハン山野 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第128号	福岡県久留米市野中町420番1リーベンハオス野中102号 破産者 株式会社S E L E C T O R. 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所久留米支部
令和5年(フ)第317号	盛岡市前九年3丁目18番19号 破産者 亡佐藤陽一相続財産 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和4年(フ)第3794号	名古屋地方裁判所民事第2部 大阪市中央区南本町2丁目1-1サザンビル302号室 破産者 株式会社L e · R e v e 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第42号	岐阜県大垣市安井町2丁目17番地の1 破産者 山中ハウジング株式会社 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和6年(フ)第110号	愛知県北名古屋市鍛治ケ一色西2丁目78番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市北区若葉通2丁目10番地 破産者 有限会社中部ウェルディング 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第849号	名古屋市中区錦1丁目17番13号 名興中駒ビル513号室 破産者 弁護士法人金森総合法律事務所 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第1740号	名古屋市中村区稲上町1丁目7番地 破産者 有限会社栗須工業所 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部
破産手続終結及び免責許可決定	
令和6年(フ)第118号	秋田市山王沼田町7-40、開始決定時住所秋田市山王1丁目3番5-1301号 破産者 佐藤浩太郎 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第117号

新潟県長岡市水道町2丁目6番16 あさひガーデン長岡水道町、住民票上の住所新潟県三条市西鰐田767番地
破産者 今井 悟志

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第111号

静岡県伊東市宇佐美1132番地の12
破産者 山田 明

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第233号

静岡県浜松市中央区積志町533番地の3 コルベーユ303号室、前住所静岡県浜松市東区小池町1586番地 サームスJr. 101号室
破産者 関戸 拓也

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和5年(フ)第727号

兵庫県西宮市甲子園四番町8番15-403号
破産者 河合 洋祐

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和4年(フ)第156号

徳島県板野郡藍住町乙瀬字中田116番地4
破産者 井上雄一朗

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所民事部

令和5年(フ)第331号

愛媛県松山市土居町761番地2、住民票上の住所愛媛県東温市松瀬川甲533番地113
破産者 横内 通夫

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所民事部

令和5年(フ)第67号

熊本県八代市田中西町12号9番地
破産者 平岡 康宏

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所八代支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和6年(フ)第71号**

熊本県八代市弥生町11番地4
破産者 大石 雄一

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月19日午前11時30分

令和7年3月27日 熊本地方裁判所八代支部

令和5年(フ)第5656号

大阪府守口市佐太中町6丁目8番6号
破産者 有限会社エフテック

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月23日午後2時40分

令和7年3月26日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第3965号

大阪府東大阪市吉田本町1丁目3番17号
破産者 東大阪配達サービス株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月30日午後2時40分

令和7年3月26日

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第643号

神戸市北区泉台2丁目2番1(2-504号)
破産者 ナリックス株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月4日午前10時45分

令和7年3月26日

神戸地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第644号

神戸市北区泉台2丁目2番の1 2-504号
破産者 タカラ住設ことナリックス住設こと川口 博正

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月4日午前10時45分

令和7年3月26日

神戸地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第645号

神戸市長田区長楽町3丁目1番6-501号
破産者 川口 将平

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月4日午前10時45分

令和7年3月26日

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1045号

神戸市垂水区学が丘3丁目4番3-1212号、開始決定時の住所神戸市垂水区学が丘3丁目4番3-913号
破産者 笠畠 強

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月1日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月25日午前11時

令和7年3月26日

神戸地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第29号

京都府京丹後市大宮町河辺1245番地の1
破産者 矢谷 京子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月11日午後2時
令和7年3月26日 京都地方裁判所宮津支部

令和6年(フ)第1116号

京都市西京区大枝北香掛町4丁目34番地24
破産者 株式会社ケイアイ紙工

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月2日午後1時30分

令和7年3月26日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第230号

愛知県愛知郡東郷町清水2丁目2番地8
(グレイスヴィラ1番館B205号室)、開始決定時の住所愛知県豊田市西岡町星ヶ丘1番地レジデンス高岡30505号
破産者 栗田 佳祐

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月15日午後1時30分

令和7年3月27日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第13号

兵庫県洲本市安乎町平安浦字馬場1488番地5
破産者 株式会社Sincere Laura
1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで

- 2 一般調査期日 令和7年6月30日午後1時30分

令和7年3月24日

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和6年(フ)第149号

宮崎県日向市大王町5丁目24番地 大王ハイツII202号
破産者 金丸 遼太

- 異議申述期間 令和7年5月7日まで
令和7年3月26日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第538号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2825番地 恵比寿ガーデンⅡ103号
破産者 岩元 和久
異議申述期間 令和7年5月8日まで
令和7年3月27日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第151号
宮崎県都城市菖蒲原町6街区8の1号 M's two101
破産者 榎木 圭
異議申述期間 令和7年5月8日まで
令和7年3月27日 宮崎地方裁判所都城支部

令和6年(フ)第1515号
千葉市若葉区東寺山町770番地1 東寺山第2県営住宅3棟503号
破産者 風間由美子
異議申述期間 令和7年5月16日まで
令和7年3月24日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1845号
千葉市中央区仁戸名町324番地61
破産者 榎本 健作
異議申述期間 令和7年5月20日まで
令和7年3月25日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1888号
千葉県市原市泉台3丁目36番地7
破産者 鈴木めぐみ
異議申述期間 令和7年5月20日まで
令和7年3月25日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1893号
千葉県船橋市咲が丘4丁目20番8号
破産者 佐藤 伸哉
異議申述期間 令和7年5月21日まで
令和7年3月26日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第2892号
大阪市平野区平野東1丁目5番23号
破産者 タカダ印刷株式会社
異議申述期間 令和7年5月21日まで
令和7年3月26日 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2893号
大阪府河内長野市汐の宮町28番15号、前住所
大阪市平野区平野東1丁目5番23号
破産者 高田 富雄
異議申述期間 令和7年5月21日まで
令和7年3月26日 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第1735号
千葉県市川市平田4丁目9番7号 (リーズンハイム101号)
破産者 篠原 幸江
異議申述期間 令和7年5月22日まで
令和7年3月27日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1894号
千葉県船橋市三咲3丁目8番15号
破産者 鈴木 康平
異議申述期間 令和7年5月22日まで
令和7年3月27日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

特別清算終結

令和7年(ヒ)第1003号
横浜市中区万代町1丁目2番地12
清算株式会社 株式会社サン企画
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(ヒ)第15号
新潟市西区みづき野1丁目3番34号
清算株式会社 株式会社上創
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。 新潟地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第2005号
東京都千代田区丸の内1丁目9番2号 グラントウキヨウサウスタワー
清算株式会社 株式会社大瀬館
代表清算人 安田 幸則

1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 次の協定を認可する。
協定

第1 通則

- 1 協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社大瀬館（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
- 2 利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算手続開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
- 3 弁済の方法及び端数の処理
 - (1) 弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算代理人事務所（東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキヨウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
 - (2) 弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

第2 一般債権

- 1 一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第3. 1で定義する関係者債権に該当しないものをいう。
- 2 一般債権の弁済及び放棄
 - (1) 一般債権の弁済
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から2ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が終了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般的な先取特権その他一般的優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。

(2) 一般債権の放棄
各一般債権者は、上記(1)の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記(1)の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。

(3) 追加弁済
上記(1)による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記(2)による放棄の効力は失われるものとする。

第3 関係者債権

- 1 関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、安田静、安田幸則及び安田芳史が清算株式会社に対して有する各債権をいう。
- 2 関係者債権についての放棄
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(ヒ)第1006号
名古屋市千種区今池南32番19号
清算株式会社 株式会社今池南設計事務所
代表清算人 青山 泰長

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定

第1 通則

- 1 利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算手続開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

<p>2 弁済の場所及び端数の処理 ①本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。 ②割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。</p>	<p>小規模個人再生による再生手続開始 令和7年（再イ）第5号 北海道旭川市8条通7丁目2134番地の12 ロータリービル402 再生債務者 菅原 正輝 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月14日まで</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月28日まで</p>	<p>3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで</p>
<p>第2 一般債権 1 定義 一般債権とは、協定債権のうち第3において定める関係者債権に該当しないものという。</p>	<p>旭川地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第6号 北海道旭川市春光台4条6丁目6番4号 再生債務者 花輪 恵理 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月14日まで</p>	<p>水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 令和7年（再イ）第13号 相模原市中央区横山台1丁目7番6号 ソレイユF号室 再生債務者 千代島秀人 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>福井地方裁判所敦賀支部再生係 令和7年（再イ）第4号 滋賀県草津市西渋川2丁目11番56-608号 レックスアルティ草津 再生債務者 瀬川 雪恵 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>
<p>2 弁済及び免除 ①基本方針 清算株式会社が保有する財産を全て換価し、換価済み財産から、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般的な優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資総額として、一般債権者に対する弁済を行う。</p>	<p>旭川地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第6号 北海道旭川市春光台4条6丁目6番4号 再生債務者 花輪 恵理 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月14日まで</p>	<p>大津地方裁判所民事部再生係 令和7年（再イ）第4号 山口県宇部市大字中野開作3番地1モンシェリー・ミューズ201号 再生債務者 和崎 愛 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>令和7年（再イ）第4号 新潟県長岡市中貫町2丁目5番地6 再生債務者 櫻井 瞳 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>
<p>②弁済 清算株式会社が保有する全ての財産の換価が完了した時点で、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般的な優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、一般債権の債権額により按分して各債権者に対する弁済額を算定し、速やかに、各債権者に対し、当該弁済額を支払う。</p>	<p>旭川地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第1号 北海道網走市駒場南6丁目3番12号 再生債務者 佐藤 広基 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月19日まで</p>	<p>横浜地方裁判所相模原支部 令和7年（再イ）第10号 新潟県長岡市中貫町2丁目5番地6 再生債務者 櫻井 瞳 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>山口地方裁判所宇部支部 令和7年（再イ）第7号 高知市南河ノ瀬町298番地1 再生債務者 伊藤 利佳 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>
<p>③免除 弁済完了後、一般債権の残額について免除を受ける。</p>	<p>釧路地方裁判所網走支部 令和7年（再イ）第2号 山形県鶴岡市高田字下村72番地4 再生債務者 白岩真希子 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和7年（再イ）第16号 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2丁目2番地10 再生債務者 柏倉 隆 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>山口地方裁判所宇部支部 令和7年（再イ）第7号 高知市南河ノ瀬町298番地1 再生債務者 伊藤 利佳 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>
<p>第3 関係者債権 1 関係者債権の定義 関係者債権とは、協定債権のうち伊藤正敏が有するものをいう。</p>	<p>令和7年（再イ）第2号 山形県鶴岡市高田字下村72番地4 再生債務者 白岩真希子 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和7年（再イ）第16号 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2丁目2番地10 再生債務者 柏倉 隆 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>高知地方裁判所民事部個人再生係 令和6年（再イ）第9号 福岡県柳川市佃町889番地12 再生債務者 坂元 智秋 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>
<p>2 関係者債権の免除 関係者債権は、本協定認可決定確定時ににおいて全額免除を受ける。</p>	<p>山形地方裁判所鶴岡支部 令和6年（再イ）第43号 茨城県つくば市みどりの南96番地16 再生債務者 村井 光</p>	<p>新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和7年（再イ）第3号 福井県敦賀市新松島町3番20-1号 再生債務者 濱本 秀幸 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>福岡地方裁判所柳川支部個人再生係 令和6年（再イ）第9号 福岡県柳川市佃町889番地12 再生債務者 坂元 智秋 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>

以上

名古屋地方裁判所民事部第2部

令和7年(再イ)第12号
 千葉県松戸市西馬橋広手町41番地の1 ベルトピア馬橋402号
 再生債務者 倉田 尚弥
 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月10日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年5月1日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第8号
 栃木県宇都宮市錦2丁目10番1号 ナイスロイヤルビュー錦102号室
 再生債務者 鈴木 道夫
 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月15日まで
 宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年(再イ)第11号
 栃木県鹿沼市仁神堂町533番地70
 再生債務者 小林 広子
 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月15日まで
 宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年(再イ)第19号
 兵庫県尼崎市東難波町4丁目21番35-122号
 再生債務者 中田こと 師玉 洋平
 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月7日まで
 神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年(再イ)第13号
 栃木県宇都宮市中岡本町2613番地1 メゾン・ド・フルールⅡC棟
 再生債務者 岡田 孝之

1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月9日まで
 宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年(再イ)第2号
 栃木県真岡市大谷台町31番地3
 再生債務者 池田 智美
 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月9日まで
 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第5号
 千葉県四街道市大日1005番地10
 再生債務者 泉田 公人
 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで
 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(再イ)第6号
 千葉県四街道市大日1005番地10
 再生債務者 泉田 恵実
 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで
 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(再イ)第2号
 長野県小諸市大字加増892番地
 再生債務者 山口 和彦
 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月7日まで
 長野地方裁判所佐久支部
令和7年(再イ)第3号
 岐阜県中津川市中津川2398番地の120
 再生債務者 佐野 真琴
 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年4月30日まで
 名古屋地方裁判所岡崎支部

3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで
 岐阜地方裁判所多治見支部
令和6年(再イ)第335号
 愛知県知多郡武豊町字中根1丁目2番地
 再生債務者 佐伯 広行
 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年4月30日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第45号
 愛知県小牧市大字北外山2916番地1 サンフレイブOK1203号
 再生債務者 坂下 渉
 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年4月30日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第57号
 名古屋市中区栄3丁目27番33号 ロータリーマンション栄509号
 再生債務者 黄田恵子こと HWANG SEUNG RYUN 黃 勝連
 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年4月30日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第16号
 愛知県豊田市東新町3丁目67番地 東新スカイハイツ101号
 再生債務者 畑山 ルーカス ヨシミこと HATAIAMA LUCAS YOSHIMI
 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年4月30日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第48号 札幌市西区西野3条5丁目2番1—202号 再生債務者 奥村 勤 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月1日から令和7年5月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第24号 静岡県島田市中央町23番33号 レオパレスにいや101 再生債務者 紅林佐知子 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月9日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第3号 長崎県松浦市今福北免2009番地432 再生債務者 安達 勝 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月22日まで 長崎地方裁判所平戸支部破産再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月12日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第4号 北海道苫小牧市新中野町2丁目7番6号 再生債務者 島倉 幸二 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部	令和7年（再イ）第4号 鳥取県東伯郡琴浦町大字下大江432番地1 再生債務者 井東 剛 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月1日から令和7年5月8日まで 鳥取地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第6号 鹿児島市明和2丁目8番10号 再生債務者 地福 敏文 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	令和7年（再イ）第4号 福岡県京都郡苅田町大字尾倉4074番地（口ワールイン天文館202号） 再生債務者 坂本 利治 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所行橋支部再生係
令和7年（再イ）第2号 北海道北見市西三輪5丁目19番地2 リバーサイド・ラビュタSサイド2-A号 再生債務者 村山角太郎 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月1日から令和7年5月8日まで 釧路地方裁判所北見支部個人再生係	令和7年（再イ）第7号 岡山県倉敷市広江1丁目8番42—2号 ラヴィペールアイⅡ203 再生債務者 藤本未来人 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月1日から令和7年5月12日まで 岡山地方裁判所倉敷支部	令和7年（再イ）第8号 北海道帯広市南町南7線31番地 自衛隊 再生債務者 板井 透也 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで 釧路地方裁判所帯広支部再生係	令和7年（再イ）第9号 熊本県合志市豊岡2000番地2538 ドリームⅠ101号 再生債務者 戸澤 幸一 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第4号 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形286番地3 再生債務者 長谷川信一 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月24日から令和7年5月8日まで 青森地方裁判所五所川原支部個人再生係	令和7年（再イ）第2号 愛媛県松山市藤原1丁目5番22号 米田アパート 202号 再生債務者 渡部 泰臣 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月24日から令和7年5月1日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第26号 岡山市東区金岡東町2丁目17番14号 マルベリー202 再生債務者 今野 寛也 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月12日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第5号 東京都練馬区東大泉5-43-1-1305 再生債務者 渡邊 貴将（旧姓山崎） 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月27日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第21号 仙台市泉区松森字明神41番地の33 再生債務者 大町 優作 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月22日まで 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第30号 岡山市東区城東台東2丁目7番7号 再生債務者 亀田 暖子 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月12日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第3号 長崎県松浦市今福北免2009番地432 再生債務者 安達 勝 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月22日まで 長崎地方裁判所平戸支部破産再生係

令和7年（再イ）第9号 埼玉県行田市大字長野1829番地3 ピレッジ ハウス行田4-301 再生債務者 弓田 賢太 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月28日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年（再イ）第7号 和歌山市福島246番地4 クレーンジュソーラスA 再生債務者 金山栄植こと KIM YOUN GS IK 金 栄植 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年（再イ）第2号 松江市上本庄町381番地3 再生債務者 CHON KYONG TE 田 京太（通称中林京太） 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで 松江地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第3号 鹿児島県奄美市名瀬真名津町2番10号 再生債務者 西村 隆 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月28日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部 令和7年（再イ）第2号 沖縄県那覇市首里石嶺町3丁目187番地5 再生債務者 瑞慶山 忠 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和6年（再イ）第25号 沖縄県中頭郡読谷村字大湾613番地11 再生債務者 宮城 奈緒 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月14日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和7年（再イ）第5号 岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田42番地1 レオパレスソレイユルヴアン206 再生債務者 及川辰也 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月22日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年（再イ）第16号 東京都立川市若葉町1丁目24番地の52 再生債務者 矢島 大樹 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年（再イ）第24号 川崎市高津区新作2丁目11番9-305号 パルテール梶ヶ谷 再生債務者 樋口 正美 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月22日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（再イ）第14号 新潟市秋葉区松ヶ丘1丁目9番28号 再生債務者 野崎 浩 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで 新潟地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第4号 富山市安野屋町1丁目3番16-311号 シティハイツ安野屋 再生債務者 川合 理央 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月1日から令和7年5月29日まで 新潟地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第10号 徳島県阿波市市場町上喜来字南久保679番地 15 光洋ハイツ A-3号 再生債務者 山口宗一郎 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月12日まで 富山地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第1号 徳島県阿波市市場町上喜来字南久保679番地 15 光洋ハイツ A-3号 再生債務者 山口宗一郎 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで 徳島地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第3号 熊本市北区大窪5丁目6番5号 再生債務者 和田 浩二 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月22日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再イ）第1号 熊本県山鹿市方保田813番地2 再生債務者 大島 隆三 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで 熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係
--	---	---

令和6年(再イ)第44号 宮崎市大島町馬場尻1870番地5 再生債務者 加藤 博行 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月16日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年(再イ)第8号 宮崎市恒久南1丁目1番地4 再生債務者 奈良 昌幸 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月16日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月25日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(再イ)第39号 和歌山県海南市藤白178番地19 再生債務者 原 良行 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月25日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(再イ)第51号 和歌山県伊都郡高野町高野山293 櫻池院(住民票上の住所)長野県飯田市南信濃和田1116番地 再生債務者 大山 正峰 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月25日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(再イ)第209号 北海道恵庭市有明町1丁目6番11-204号 再生債務者 杉本 佳章 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年3月26日 札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(再イ)第229号 札幌市北区麻生町1丁目1番28号 エフオート麻生201号 再生債務者 長谷川淳一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年3月26日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第32号 北海道旭川市東1条3丁目2番3号 再生債務者 魚住 拓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年3月26日 旭川地方裁判所民事部 令和6年(再イ)第23号 釧路市桜ヶ岡7丁目11番3号-4 再生債務者 坂田 亮輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年3月26日 釧路地方裁判所民事部 令和7年(再イ)第1号 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線239番地359 再生債務者 新居 亮大 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年3月26日 釧路地方裁判所帶広支部再生係 令和6年(再イ)第35号 愛知県岩倉市西市町東畑田179番地 シャトレ愛松岩倉Ⅲ101号室 再生債務者 南谷 弘巳 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年3月26日 名古屋地方裁判所一宮支部 令和6年(再イ)第40号 奈良県天理市西長柄町408番地1 再生債務者 木村 博之 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年3月26日 奈良地方裁判所 令和6年(再イ)第28号 香川県丸亀市郡家町946番地5 再生債務者 増田 敏夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年3月26日 高松地方裁判所丸亀支部 令和6年(再イ)第29号 香川県丸亀市風袋町153-1 日建住宅マンション306(住民票上の住所)愛媛県西条市石田855番地14 再生債務者 谷内 良輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年3月26日 高松地方裁判所丸亀支部 令和7年(再イ)第2号 福島県郡山市富久山町福原字陣場208番地の1 ガーデン・スクエアB202号 再生債務者 佐藤 めい 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月25日まで 令和7年3月26日 福島地方裁判所郡山支部再生係 令和6年(再イ)第6号 茨城県神栖市土合本町1丁目8762番地82 再生債務者 宇井 紀子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月9日まで 令和7年3月26日 水戸地方裁判所麻生支部 令和6年(再イ)第399号 東京都北区滝野川3-68-8-101 再生債務者 綱島 洋子 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月11日まで 令和7年3月25日 東京地方裁判所民事第20部
--	---	--

令和6年(再イ)第460号 東京都杉並区松庵3-38-20-306 再生債務者 三巴 一弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで 令和7年3月25日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第49号 埼玉県熊谷市船木台1丁目13番地16 再生債務者 落合 哲 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和6年(再イ)第84号 愛知県安城市高棚町郷105番地15 再生債務者 吉村 高也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 17日まで 令和7年3月27日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年(再イ)第44号 沖縄県浦添市字経塚424番地 フラツツ経塚 201 再生債務者 下里 亮太 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 23日まで 令和7年3月26日 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(再イ)第472号 東京都品川区二葉3-3-9-306 再生債務者 我孫子 恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで 令和7年3月25日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第340号 愛知県尾張旭市東山町1丁目4番地16 アン ヒルズ東山1-D (従前の住所) 愛媛県新居 浜市田の上1丁目15番43号 再生債務者 大田 弘毅 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第49号 佐賀市光2丁目7番38号 再生債務者 香月 和美 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 17日まで 令和7年3月27日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(再イ)第61号 熊本市中央区下通2丁目1番25号 Gran base下通1202号室 再生債務者 日隈 邦夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(再イ)第453号 東京都荒川区西日暮里1-18-3-601 再生債務者 小西 美香 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月26日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第359号 愛知県大府市共和町4丁目293番地の1 サ ンメゾン共和ヒルズアベニュー409号 再生債務者 米津 竜治 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第38号 群馬県高崎市上佐野町151番地8 再生債務者 豊嶋 厚 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 23日まで 令和7年3月26日 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(再イ)第1号 兵庫県たつの市揖保川町野田256番地5 再生債務者 奈須真里奈 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 17日まで 令和7年3月27日 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係
令和6年(再イ)第85号 栃木県鹿沼市坂田山4丁目62番地 再生債務者 関 一也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和6年(再イ)第37号 群馬県伊勢崎市韮塚町1176番地3 再生債務者 坂西 廉 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 17日まで 令和7年3月27日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和6年(再イ)第530号 大阪府枚方市香里ヶ丘8丁目30番地の5 再生債務者 米田 康彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 23日まで 令和7年3月26日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第50号 徳島県鳴門市大麻町市場字川向一84番地13 勝瑞レインボーハイツ201号 再生債務者 志宇知宏子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 24日まで 令和7年3月27日 徳島地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第191号 埼玉県戸田市笛置北町16番地の19 (エクメ ネ205号室) 再生債務者 木村 勇治 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和6年(再イ)第75号 神奈川県厚木市戸田1473番地15 再生債務者 林田 周 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 17日まで 令和7年3月27日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和6年(再イ)第24号 松江市東出雲町出雲郷398番地ラフィーネロ ジュマンⅢ202 (住民票上の前住所鳥取県米 子市西福原4丁目6番26号201号) 再生債務者 宮口 紘典 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 23日まで 令和7年3月26日 松江地方裁判所民事部	

令和6年（再イ）第10号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原326番地9
再生債務者 小山内和彦
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月24日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月24日まで
令和7年3月27日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係
令和6年（再イ）第77号
広島県廿日市市陽光台5丁目15番地15
再生債務者 藤本 宏平
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月24日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月24日まで
令和7年3月27日
広島地方裁判所民事第4部
令和6年（再イ）第45号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江84番地10
再生債務者 後藤 亮介
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月24日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月24日まで
令和7年3月27日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第4号
兵庫県明石市小久保5丁目9番地の5 プレステージ西明石パークサイド102号
再生債務者 尼野 秀典
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月28日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで
令和7年3月27日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始
令和6年（再ロ）第10032号
東京都中野区中野6-19-3 クレールミキ
1 201
再生債務者 安原 良
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月27日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再ロ）第10002号
東京都大田区北千束2-9-2-204
再生債務者 菅原 和代
1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月28日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再ロ）第1号
奈良県五條市田園5丁目13番地の3
再生債務者 伊谷 賢司
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月1日から令和7年5月15日まで
奈良地方裁判所五條支部個人再生係
給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和6年（再ロ）第3号
川崎市多摩区菅城下26番9号
再生債務者 平出 幸士
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月19日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年4月17日まで
令和7年3月27日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年（再ロ）第2号
新潟県上越市大潟下小船津浜54番地1
再生債務者 奥野 克己
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月18日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年4月17日まで
令和7年3月27日 新潟地方裁判所高田支部
給与所得者等再生による再生計画認可
令和6年（再ロ）第4号
千葉県四街道市めいわ1丁目16番11号
再生債務者 北 健一郎
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日 千葉地方裁判所佐倉支部
所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。
令和7年（チ）第1号
長野市川中島町四ツ屋1145番地55
申立人 権田 聰美
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字奥田35番地
所在等不明共有者 権田 義子
届出期間満了日 令和7年7月24日
令和7年3月24日 長野地方裁判所

（別紙）物件目録
所在 上水内郡小川村大字高府字町
地番 8456番2
地目 宅地
地積 155.84平方メートル
所在等不明共有者の持分 2分の1
令和7年（チ）第1号
神戸市灘区城の下通2丁目4番14号 401号室
申立人 鹿島幸太郎
住所・居所 不明
(商業登記記録上の本店所在地) 大阪府豊中市本町1丁目2番37号
(不動産登記記録上の本店所在地) 大阪府豊中市玉井町2丁目4番17号
所在等不明共有者 日本土地株式会社
届出期間満了日 令和7年7月31日
令和7年3月25日 神戸地方裁判所伊丹支部
（別紙）物件目録
所在 宝塚市花屋敷莊園二丁目
地番 75番
地目 山林
地積 45622平方メートル
所在等不明共有者の持分 2分の1
令和7年（チ）第1号
鹿児島県出水市緑町1番3号
申立人 出水市
住所・居所 不明
(最後の住所) ブラジルサンパウロサンパウロ市コンセレイロフルタード街2番地
(不動産登記記録上の住所) 鹿児島県出水市下鰐渕5145番地
所在等不明共有者 崎山東望昭
届出期間満了日 令和7年7月31日
令和7年3月25日 鹿児島地方裁判所川内支部
（別紙）物件目録
1 所在 出水市下鰐町
地番 2724番
地目 畑
地積 488平方メートル
所在等不明共有者持分 3分の1
2 所在 出水市下鰐町
地番 2725番
地目 畑
地積 422平方メートル
所在等不明共有者持分 3分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第4号

新潟市東区大形本町5丁目18番1号
申立人 株式会社当野不動産
住所・居所 不明
(最後の住所) 新潟市東区岡山634番地
所有者 亡田中龍英相続財産
届出期間満了日 令和7年5月26日
令和7年3月25日 新潟地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 新潟市東区岡山字東郷
地番 630番
地目 山林
地積 29平方メートル
- 所在 新潟市東区岡山字東郷
地番 634番
地目 宅地
地積 409.91平方メートル
- 所在 新潟市東区岡山字東郷
地番 635番
地目 畑
地積 155平方メートル
- 所在 新潟市東区岡山字東郷
地番 645番
地目 畑
地積 66平方メートル
- 所在 新潟市東区岡山字東郷
地番 646番
地目 畑
地積 46平方メートル
- 所在 新潟市東区岡山字東郷
地番 647番
地目 畑
地積 221平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第1号

東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号
申立人 八王子市長 初宿 和夫

- 所在 新潟市東区岡山字東郷
地番 648番1
地目 畑
地積 191平方メートル
- 所在 新潟市東区岡山字東郷
地番 648番2
地目 畑
地積 161平方メートル
- 所在 新潟市東区岡山
地番 731番1
地目 畑
地積 108平方メートル
- 所在 新潟市東区岡山
地番 761番
地目 畑
地積 29平方メートル
- 所在 新潟市東区岡山 634番地
家屋番号 (未登記)
種類 事業用附属家
構造 木造セメント瓦葺2階建
床面積 1階 38.09平方メートル
2階 19.87平方メートル
- 所在 新潟市東区岡山 634番地
家屋番号 (未登記)
種類 倉庫
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 92.74平方メートル
2階 62.93平方メートル
- 所在 新潟市東区岡山 634番地
家屋番号 (未登記)
種類 専用住宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 199.57平方メートル
2階 41.40平方メートル

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都八王子市横川町398番地の3グリーンハイツ105号
所有者・共有者 佐々木 靖

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都八王子市元本郷町二丁目9番2号
所有者・共有者 森田 定正

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都八王子市緑町883番地7
共有者 西山 幸子

住所・居所 不明
(最後の住所) 神奈川県相模原市緑区中野1932番地9
(不動産登記記録上の住所) 神奈川県津久井郡津久井町中野1932番地9

所有者・共有者 畑中 政行
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都八王子市北野町503番地の4
共有者 崎地富美子 (物件番号16の不動産登記記録上の氏名) 崎地富美子

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都小金井市桜町二丁目10番13号
所有者・共有者 藤澤 求雄

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都昭島市緑町三丁目1番4号
所有者・共有者 大森 祥吾

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 神奈川県相模原市緑区橋本五丁目38番9号レジデンスフラーⅡ102
共有者 菅原 雄一

住所・居所 不明
(物件番号2及び6の不動産登記記録上の住所) 東京都八王子市元八王子町三丁目2750番地1163
(物件番号15の不動産登記記録上の住所) 八王子市川口町1662番地の20

共有者 池田 和満
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 神奈川県相模原市西橋本三丁目8番2号

所有者・共有者 内村 美喜
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 埼玉県所沢市西新井町19番24号
共有者 有限会社東洋鈴木興産

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都八王子市子安町四丁目1番6号
所有者 有限会社相互商事

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都調布市柴崎二丁目12番地2
所有者 宮坂 友子

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都日野市大字日野1471番地
所有者 小熊 康司

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都日野市多摩平五丁目7番地の1
所有者 富樫 政明

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都多摩市東寺方626番地の2、4-203
所有者 原 岩男

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都多摩市東寺方626番地の2、4-203
所有者 原 裕子

届出期間満了日 令和7年5月23日
令和7年3月25日 東京地方裁判所立川支部
(別紙) 物件目録

- 所在 八王子市初沢町
地番 1429番32
地目 雜種地
地積 1191平方メートル
共有者 佐々木 靖持分 10000分の209
森田 定正持分 10000分の298
西山 幸子持分 10000分の90
畠中 政行持分 10000分の100
- 所在 八王子市初沢町
地番 1429番272
地目 公衆用道路
地積 224平方メートル

共有者	曳地富美子持分	400分の1	8	所在	八王子市初沢町	17	所在	八王子市初沢町
	藤澤 求雄持分	200分の1		地番	1429番506		地番	1429番544
	大森 祥吾持分	200分の1		地目	雑種地		地目	雑種地
	菅原 雄一持分	400分の2		地積	298平方メートル		地積	87平方メートル
	池田 和満持分	400分の1		所有者	大森 祥吾		所有者	畠中 政行
	内村 美喜持分	200分の1	9	所在	八王子市初沢町	令和7年(チ) 第9号		
	佐々木 靖持分	200分の1		地番	1429番507	愛知県海部郡大治町大字北間島字宮西37		
	森田 定正持分	200分の1		地目	雑種地	申立人	水野庄治郎	
有限会社東洋鈴木興産持分	6000分の2			地積	178平方メートル	住所・居所	不明	
			10	共有者	曳地富美子持分	(不動産登記記録上の住所)	名古屋市西区東	
3 所在	八王子市初沢町			所在	八王子市初沢町	枇杷島町53番地の1	枇杷島町53番地の1	
地番	1429番273			地番	1429番512	所有者	神戸 尚一	
地目	雑種地			地目	雑種地	届出期間満了日	令和7年5月23日	
地積	105平方メートル			地積	148平方メートル	令和7年3月24日	名古屋地方裁判所	
所有者	有限会社相互商事		11	所有者	富樫 政明	(別紙) 物件目録		
4 所在	八王子市初沢町			所在	八王子市初沢町	所在	名古屋市西区枇杷島5丁目	
地番	1429番477			地番	1429番514	地番	618番	
地目	雑種地			地目	雑種地	地目	墓地	
地積	89平方メートル			地積	208平方メートル	地積	36平方メートル	
所有者	宮坂 友子		12	所有者	佐々木 靖	所有者不明建物管理命令に関する異議の催告		
5 所在	八王子市初沢町			所在	八王子市初沢町	次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。		
地番	1429番478			地番	1429番519	令和7年(チ) 第2号		
地目	雑種地			地目	雑種地	神戸市灘区永手町5-2-7 イソベビル		
地積	89平方メートル			地積	297平方メートル	202森竹法律事務所		
所有者	小熊 康司		13	所有者	森田 定正	申立人	中西 大樹	
6 所在	八王子市初沢町			所在	八王子市初沢町	住所・居所	不明	
地番	1429番487			地番	1429番520	所有者	岡野 源茂	
地目	雑種地			地目	雑種地	届出期間満了日	令和7年5月7日	
地積	1191平方メートル			地積	208平方メートル	令和7年3月21日	神戸地方裁判所明石支部	
共有者	曳地富美子持分	1191460分の9944	14	共有者	原 岩男持分	(別紙) 物件目録		
	藤澤 求雄持分	1191460分の13277			原 裕子持分	所在	神戸市西区枝吉二丁目10番地	
	大森 祥吾持分	1191460分の33114				家屋番号	10番	
	菅原 雄一持分	2382920分の33062				種類	居宅	
	池田 和満持分	2382920分の33061				構造	木造瓦葺2階建	
	内村 美喜持分	1191460分の33062	15			床面積	1階 58.79平方メートル	
	佐々木 靖持分	1191460分の2312					2階 33.95平方メートル	
	森田 定正持分	1191460分の3324				所有者	岡野 源茂	
	西山 幸子持分	1191460分の1015	16					
	畠中 政行持分	1191460分の1000						
有限公司 東洋鈴木興産持分	1191460分の14879							
7 所在	八王子市初沢町							
地番	1429番503							
地目	雑種地							
地積	119平方メートル							
所有者	藤澤 求雄							

会社その他の公告
合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散するにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲・乙)
掲載紙 宮報
掲載の日付 令和7年3月21日
掲載頁 八十一頁(号外第七十一号)
令和7年4月4日
東京都千代田区九段南二丁目11番1四号
(甲) 株式会社H E L I O S
代表取締役 宮城 直士
東京都千代田区九段南二丁目11番1四号
(乙) 株式会社C C G W O R K I N G
H E A D S
代表取締役 宮城 直士
吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙のg o o d p r e s e n t事業に関する権利義務を承継しこはそれを承継させるにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 掲載紙 宮報
掲載の日付 令和7年3月21日
掲載頁 八十一頁(号外第七十一号)
令和7年4月4日
東京都千代田区九段南二丁目11番1四号
(甲) 株式会社H E L I O S
代表取締役 宮城 直士
東京都千代田区九段南二丁目11番1四号
(乙) 株式会社C C G W O R K I N G
掲載の日付 令和7年3月21日
掲載頁 九十四頁(号外第七十一号)
令和7年4月4日
東京都千代田区九段南二丁目11番1四号
(甲) 株式会社H E L I O S
代表取締役 宮城 直士
大阪市中央区南本町一丁目八番1四号
(乙) 株式会社C C G T O
代表取締役 宮城 直士

